

平戸市公告第 35 号

市有財産（動産）の一般競争入札による売却処分公告

市有財産（動産）の売却処分について次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び平戸市契約規則（平成 17 年平戸市規則第 44 号）第 4 条の規定に基づき公告します。

令和 8 年 7 月 17 日

平戸市長 松尾 有嗣



1 一般競争入札に付する公有財産（動産）及び予定価格

別紙 1 のとおり

2 入札方法

紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）を利用して入札を行う。入札に関する手続きについては、別に定める平戸市インターネット公有財産売却ガイドライン及び売却システムに係る規約に従い行うものとする。

3 一般競争入札参加資格に関する事項

次に掲げる者は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項各号に該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号の規定に該当する者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体又は当該団体の役員若しくは構成員
- (4) 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）に規定する破壊的団体又は当該団体の役員若しくは構成員
- (5) 本市が定める本ガイドライン及び KSI 官公庁オークションに関する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者
- (6) 18 歳未満の者
- (7) 一般競争入札に係る物品に関する事務に従事する平戸市職員

4 入札参加申込について

入札参加希望者は、受付期間内に下記申込手続きを行うこと。

(1) 売却システムにて申込み（仮申込）

- ・令和8年7月17日（金）午後1時から令和8年8月4日（火）午後2時まで

(2) 所定の申込書にて申込み（本申込）

- ・仮申込手続き完了後、令和8年8月4日（火）午後4時までに平戸市財務部財政課契約管財班へ提出すること。（郵送の場合は、令和8年8月4日（火）までの消印有効）

(3) 期限までに申込書の提出がない場合は、入札に参加することができない。

(4) その他

- ・申込書は平戸市ホームページ（<http://www.city.hirado.nagasaki.jp/>）からダウンロードできます。
- ・申込書の作成費用は、入札参加希望者の負担とする。
- ・提出された申込書等は、返却しない。

5 契約条項を示す場所及び期間

場所：平戸市役所 財務部 財政課 契約管財班

期間：令和8年7月17日（金）午後1時から令和8年8月4日（火）午後2時まで

6 一般競争入札場所及び期間

場所：売却システム上

期間：令和8年8月18日（火）午後1時から令和8年8月25日（火）午後1時まで

7 開札日時及び落札者決定等

開札日時：令和8年8月25日（火）午後1時以降

入札終了後、本市は開札を行い、入札物件ごと売却システム上の入札において、有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格以上でかつ最高価格で入札した者を落札者とする。ただし、最高価格で入札した者が複数存在する場合は、くじ引き（自動抽選）により落札者を決定する。

なお、落札者には、平戸市から入札終了後、ログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信する。

8 入札保証金

参加申込物件毎に保証金を納付すること。保証金額は予定価格の100分の10とする。

納付方法については、今回は売却システムを利用した「クレジットカード」のみとする。

9 無効入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札価格が予定価格未満の額を入札
- (2) 平戸市契約規則第 11 条に該当する入札

10 契約書の提出

- (1) 落札者は、令和 8 年 9 月 1 日（火）午後 5 時までに、契約書を提出しなければならない。（郵送の場合は、令和 8 年 9 月 1 日（火）までの消印有効）
- (2) 契約金額が 20 万円以下のときは、契約書等を省略することができる。

11 代金の納入及び所有権の移転

落札者は、令和 8 年 9 月 8 日（火）午後 2 時 30 分までに売払代金の残金を一括して納入すること。

※入札（契約）保証金を売払代金の一部へ充当するので、それを差引いた残金を納入する。

なお、所有権については、売払代金の残金の納付確認がとれた時点で移転する。

12 引渡しについて

- (1) 引渡し期限は、令和 8 年 10 月 30 日（金）までとする。また引渡しに関する費用等は全て落札者の負担とする。
- (2) 引渡し場所については、平戸市が指定する場所で行う。

13 その他

- (1) 売却予定財産は経年劣化、キズ、不具合箇所も多数あることから、本契約締結後、売買物件に契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、これを理由として売払代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局

〒859-5192

長崎県平戸市岩の上町 1508-3

平戸市役所 財務部財政課 契約管財班

TEL 0950-22-9110（内線 2332）

E-mail zaisan@city.hirado.lg.jp